

7 建災防総発第 342 号  
令和 7 年 6 月 30 日

建設業労働災害防止協会  
会員各位

建設業労働災害防止協会  
会長 今井 雅則  
( 公 印 省 略 )

マイナンバーカード活用等に向けた積極的な  
周知の御協力のお願いについて（依頼）

貴社におかれましては、平素から当協会の業務運営に格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの取得等の促進については、全業所管官庁を通じて関係業界団体等に対して要請をしているところですが、改めて、デジタル庁、警察庁交通局運転免許課、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室、法務省民事局民事第一課、外務省領事局政策課海外法人マイナンバーカード支援室、同省領事局旅券課及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室から、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知について依頼がありましたので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

貴社におかれましては、従業員等に対して、マイナンバーカード活用等に向け積極的に周知いただきますとともに、関連資料を活用して情報提供くださいますようお願い申し上げます。

なお、従業員等への周知に当たっては、資料として別添の「マイナンバーカード利活用についてのお知らせ」、「参考資料」を御使用ください。

【関連資料について】

関連資料につきましては、右記のQRコードのリンク先のデジタル庁ウェブサイト「広報資料」([https://www.digital.go.jp/policies/mynumber\\_resources](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources))のページ下部にある「マイナンバーカード活用等に関する周知用資料」をご参照ください。



※ 国民の皆様の利便性の観点からも、行政手続きや、所管業界における民間サービスにおいて、積極的にマイナンバーカードが身分証明書として活用されるよう取り組みをお願いします。具体的には、マイナンバーカードが本人確認書類として位置付けられていないものがないか確認をして、本人確認書類として利用できるよう確実に位置づけてください。また、住民票の写しの提出が求められるという場合には、情報連携あるいはマイナンバーカードの提示により提出を不要とする等の対応をお願いします。

## マイナンバーカード利活用についてのお知らせ

マイナンバーカードは、身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請など、様々なサービスに利用いただけます。マイナンバーカードを携帯して、是非、便利なサービスをご利用ください。

### I マイナンバーカードの活用場面が拡大しています

より便利に、マイナンバーカードでできることが広がっています。

1. マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行しました。  
マイナ保険証を利用することで薬剤情報などを基により良い医療を受けることができたり、救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定に活用されたりする（マイナ救急）※などのメリットもあります。  
※2025年10月からすべての消防本部で開始されます。
2. パスポートの新規申請・切替（更新）がオンラインで可能になっています  
新規又は有効期限切れでパスポートの申請をするときにも、マイナポータルからのオンライン申請が可能になりました。窓口へ出向くのは受け取り時の1回のみとなり、戸籍謄本の原本提出も不要です。
3. 公金受取口座の登録ができます  
幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となり、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。
4. マイナンバーカードの国外利用が始まっています  
出国前に海外利用の手続きを行うことで、海外で一部のサービスが利用できます。
5. マイナンバーカードと運転免許証の一体化が開始されました  
マイナ免許証をお持ちの方のうち更新時講習の区分が優良運転者講習又は一般運転者講習に該当する方は、講習をオンラインで受講できるほか、住所、氏名及び生年月日の変更が生じた場合、市区町村に届け出るだけで、警察への変更届出が不要になります。

※マイナ免許証の取得後に、マイナンバーカードを更新すると、更新後のマイナンバーカードには免許情報が引き継がれず、再度、一体化の手続きが必要となります。

マイナンバーカードの有効期限が近い方は、更新後にマイナ免許証を取得されるか、マイナ免許証と運転免許証の2枚持ちとしていただきますよう、お願いいたします。

## 6. マイナンバーカードのスマートフォン搭載サービスが拡大されます

iPhone においても、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、マイナ保険証など、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができる、スマートフォン搭載サービスの開始に向け、準備を進めています（マイナ保険証のスマートフォンへの搭載については、Android も同時に実施予定）。

## II 戸籍にフリガナが記載されます

2025 年 5 月 26 日に戸籍法の一部改正に伴い、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されます。

本籍地の市区町村長から、郵送で戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが通知されますので、必ず内容を確認し、もし認識の違うフリガナが記載されていた場合は、必ず氏名のフリガナの届出を行ってください。マイナポータルからの届出は、市区町村の窓口に行く必要がありませんので、大変便利です。

早期にフリガナが記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナンバーカードへのフリガナの記載を希望する場合は、通知のフリガナが正しい場合でも、届出をすることができます。

## III マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続きをお忘れなく

マイナンバーカードは 18 歳以上の場合は 10 年、電子証明書は年齢問わず 5 年の有効期間が設定されています。有効期限の近い方（2～3ヶ月前）には、有効期限通知書（封筒）がご自宅に送付されますので、同封の案内に従い更新手続きをお願いします。

なお、手続きは無料です。

## IV 安全なマイナンバーカードを携行しましょう

マイナンバーカードの券面や IC チップには、安全に利用できるよう様々な技術が施されています。安心して携行してください。

詳細は、デジタル庁ウェブサイト「広報資料」([https://www.digital.go.jp/policies/mynumber\\_resources](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources))（右記 QR コード参照）のページ下部にあるリーフレット等をご確認ください。

なお、マイナンバー制度に関するお問合せは、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にて受付しております。



## ＜マイナンバーカードの利用推進に向けた取り組み＞

### I マイナンバーカードの活用場面の拡大について

#### 1. マイナンバーカードの健康保険証利用について

##### 【従来の健康保険証は、2024年12月2日以降新たに発行されなくなりました】

従来の健康保険証について、2024年12月2日に新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行しています。同時点でお手元にある有効な保険証は、同日から最長1年間（※）使用することができます。

※有効期限が2025年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。

なお、後期高齢者医療制度や国民健康保険にご加入の方は、2025年7月31日以降、健康保険証が順次切り替えられます。マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みの方はそのままお使いください。マイナ保険証の利用登録がまだの方は資格確認書が届きます。

##### 【資格確認書について】

当分の間、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が無償で申請によらず交付されます。

なお、後期高齢者医療制度にご加入の方や、新たに加入される方については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を交付します。（2026年7月までの暫定措置）

また、マイナ保険証を保有している方で、マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害のある方）やマイナンバーカードを紛失・更新中の方は、申請により資格確認書が交付されます。

※申請により「資格確認書」が交付された方は、更新時の申請は不要です。

「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

##### 【マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください】

マイナンバーカードを健康保険証として利用することで「より良い医療を受けることができる」、「急にかかった医療機関でも普段飲んでいるお薬の履歴や受けている治療を基に受診することができる」、「手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払を

免除される（高額療養費制度）」、「救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定に活用される（マイナ救急）」などのメリットがあります。医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください。

なお、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情でマイナ保険証での受付が出来ない場合は、マイナンバーカードと併せてマイナポータル画面または資格情報のお知らせを提示いただくなどの方法で、10割負担にならずに受付が出来ます。詳細は別紙3をご確認ください。

### **【簡単にマイナンバーカードを健康保険証としてご利用できます】**

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は、マイナンバーカードを取得した後に、以下3つのいずれかの方法でお申し込みができ、マイナンバーカードを保険証としてご利用いただくことが可能です。

- ① 医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーを利用して健康保険証の利用登録をしていただく
- ② マイナポータルにログインし、「健康保険証」画面から「マイナンバーカードを健康保険証等として利用する」にチェックし、「登録」を押下することで利用登録をしていただく
- ③ セブン銀行のATMで健康保険証の利用登録をしていただく

※マイナンバーカードの健康保険証利用の医療機関や薬局での使い方についての動画・リーフレットを公開しています。

【動画】マイナンバーカードは医療にも活用できます！篇（30秒）

(youtube.com)

URL:<https://www.youtube.com/watch?v=Z9VcK4Rkqvg>

【リーフレット】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16745.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)



### **【マイナンバーカードを健康保険証として利用できなかった場合にはご連絡ください】**

なお、一部の例外を除いて、全ての医療機関・薬局において顔認証付きカードリーダーを設置し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにすることが義務化されています。そのため医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用できなかった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。デジタル庁から厚生労働省に情報を提供し、厚生労働省において事実関係の確認を実施します。

## 2. パスポートの申請新規・切替（更新）がオンラインで可能になったことについて

2025年3月24日から、パスポートを更新するときだけでなく、新規又は有効期限切れで申請するときにも、全ての都道府県でマイナポータルからオンライン申請が可能になりました。

オンライン申請であれば、窓口へ出向くのはパスポート受け取り時の1回のみとなり、戸籍謄本の原本提出も不要になります。オンライン申請の場合は、書面申請よりもパスポートの手数料が割安になるほか、受け取りの際に必要な手数料をクレジットカードによりオンラインで支払うことができます場合があります。

国内からのオンライン申請の詳細については外務省ホームページをご参照ください ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22\\_004036.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004036.html))。

※新規申請について【概要】説明動画はこちら 

### 【未成年者のパスポートのオンライン申請について】

15歳未満のパスポートのオンライン申請については、法定代理人（戸籍に記載されている親権者又は後見人）による代理提出が必要です。法定代理人がマイナポータルで代理人登録を行い、代理人のマイナポータルから申請してください。

15歳、16歳、17歳の方は、代理提出のほか、本人によるパスポートのオンライン申請も可能です。

本人による申請の場合は、法定代理人本人が署名した同意書の提出が必要です。

※未成年者のパスポート申請についての説明動画はこちら 

※申請状況は、マイナポータルから照会することができます。

## 3. 公金受取口座の登録について

公金受取口座登録制度<sup>※1、2</sup>は、国民の皆様には1人1口座、給付金等の受取のためのご本人名義の口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。これにより年金、児童手当など、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます<sup>※3</sup>。

※1 公金受取口座登録制度の詳細は、

デジタル庁 HP ([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/))  
をご確認ください。

※2 2025年4月1日からは、パソコン等に不慣れな方にも登録をしていただけるよう、金融機関からも登録できるようになりました。（2025年4月1日から登録開始をしない例外的な金融機関が一部存在します。当該金融機関であっても、原則、2026年1月には登録開始予定です。）

※3 口座登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。別途申請などが必要になります。

登録は  
こちらから



#### **<ご参考>預貯金口座付番制度とは異なる制度です**

公金受取口座登録制度は、給付金等の受取のためのご本人名義の口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度であり、任意で預貯金者が金融機関にマイナンバーを届け出ることによって、預貯金口座にマイナンバーを付番することができる「預貯金口座付番制度」とは異なる制度です。

預貯金口座付番制度については、デジタル庁 HP に Q&A を掲載しておりますので、よろしければこちら ([https://www.digital.go.jp/policies/mynumber\\_faq\\_09](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_faq_09)) もご参照ください。

## **4. マイナンバーカードの国外利用開始について**

2024年5月27日から、マイナンバーカードの国外利用が始まりました。海外でもマイナンバーカードを引き続き利用する場合は、出国前に、住所地の市町村で国外転出届とあわせて、国内で利用しているマイナンバーカードを窓口へ提出して海外継続利用の手続きを行うことで、手続き終了後にお返ししたマイナンバーカードを、引き続き海外でもご利用いただけます。

大使館・領事館での本人確認、マイナポータルでのこれまでの年金記録・医療情報などの確認、一時帰国したときのコンビニでの証明書取得やマイナ保険証の利用ができますが、海外から利用できないサービスもあります。国外転出者向けマイナンバーカードの交付申請についても海外からできるようになりました。

## **5. マイナンバーカードと運転免許証の一体化について**

マイナンバーカードと運転免許証の一体化が2025年3月24日から開始されました。ご希望の方は、マイナンバーカードのICチップへの運転免許証の免許情報の記録を受けすることで、マイナンバーカードを運転免許証として利用できます。

免許情報が記録されたマイナンバーカード（以下、「マイナ免許証」という。）をお持ちの方のうち、更新時講習の区分が優良運転講習又は一般運転講習に該当する方は、マイナポータルとの連携で、講習をオンラインで受講することができます。マイナ免許証のみをお持ちの方は、警察において利用開始手続きを行うことによって、住所氏名及び生年月日に変更が生じた場合、市区町村に届け出るだけで、警察への変更届出は不要となります。また、本籍に変更が生じた場合、市区町村に届け出た後、マイナポータルからオンラインで、免許情報の本籍を変更することができます。

### **【保有方法（免許証の持ち方）について】**

**免許証の持ち方は、以下の3つから選択することができます。**

- ①マイナ免許証のみ
- ②マイナ免許証と運転免許証の2枚持ち
- ③従来の運転免許証のみ

免許更新時等の手数料は、免許証の持ち方により異なります。

免許証の持ち方は、免許更新時に限らずいつでも変更可能ですが、手続の詳細は、各都道府県警察のウェブサイトをご確認ください。

自動車等を運転する際は、従来の運転免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があります。

### **【海外でのマイナ免許証の利用に関する注意事項】**

マイナ免許証のみでは、マイナンバーカードの券面に免許証の情報が記載されないことから、マイナ免許証のみをお持ちの状態では日本国外で自動車等を運転することは控え、従来どおり各国の規制を踏まえた方法で運転してください。

なお、海外で運転する場合の諸注意については、渡航先の各日本大使館・総領事館等へお問い合わせください。

### **【マイナンバーカードの有効期限が近い方への注意事項】**

現在、警察庁においては、関係省庁・機関と連携し、マイナ免許証をお持ちの方の求めに応じ、マイナンバーカードの更新の際に、マイナンバーカード発行工場において新たなマイナンバーカードに自動的に免許情報を記録し、マイナ免許証となった状態で新たなマイナンバーカードを交付するためのシステム改善作業を進めており、2025年秋頃に運用開始を予定しています。

それまでの間は、マイナ免許証の取得後に、マイナンバーカードを更新すると、更新後のマイナンバーカードには免許情報が引き継がれませんので、マイナンバーカードの有効期限が近い方は、

- ・マイナンバーカードの更新後にマイナ免許証取得の手続を行っていただくか、
  - ・マイナ免許証と運転免許証の2枚持ちとしていただきますよう、
- お願いいたします。

## **6. マイナンバーカードのスマートフォン搭載サービスの拡大について**

2023年5月11日から、Android端末において、スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。2025年の春より、iPhoneにおいてもサービス開始に向けデジタル庁を中心に準備を進めています。

スマホ用電子証明書搭載サービスは、マイナンバーカードをお持ちの方を対象に、マイナンバーカードと同等の電子証明書機能（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書）を持った、スマートフォン用の電子証明書の搭載サービスです。マイナポータルアプリから、お持ちのスマートフォンにスマホ用電子証明書の搭載のお申し込みいただくことにより、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになります。たとえば、iPhoneへの搭載後、実証事業を経た上で、9月頃を目途に、環境の整った医療機関にお

いてはスマートフォンでもマイナ保険証が利用できるようになる予定です。また、4桁の暗証番号に代わり、スマートフォン本体の生体認証機能を活用することも可能です。（機種により、利用できない場合があります。）

また、マイナンバーカードの氏名等の属性証明機能のスマホ搭載については、2024年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）の改正が行われ、2025年の春にiPhoneに搭載できるよう準備を進めております。これが実現することにより、iPhoneがマイナンバーカードと同様に様々なシーンの本人確認、年齢確認、住所確認等において使えるようになります。

## II 戸籍のフリガナの記載について

2025年5月26日に戸籍法の一部改正に伴い、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されます。

2025年5月26日以降、本籍地の市区町村長から、郵送で戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが通知されます。通知が送付されましたら必ず内容をご確認ください。もし認識と違うフリガナが記載されていた場合は、必ず氏名のフリガナの届出を行ってください。

氏名のフリガナの届出は、マイナポータルを利用してオンラインで行うことができます（その他、市区町村窓口での届出や郵送による届出も可能です）。マイナポータルからの届出は、市区町村の窓口に行く必要がありませんので、大変便利です。

早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナンバーカードへの振り仮名の記載を希望する場合は、通知の振り仮名が正しい場合でも、届出をすることができます。

届出をしない場合、2026年5月26日以降に、この通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

※マイナポータルからの届出方法についての動画を公開しています。

【動画】オンラインでの氏名のフリガナの届出方法([youtube.com](https://youtu.be/3NNzgpam8Y?si=5x07MunaQ5ZbqijY))

URL:<https://youtu.be/3NNzgpam8Y?si=5x07MunaQ5ZbqijY>

## III マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続について

マイナンバーカードには、マイナンバーカード自体の有効期限とマイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書の有効期限があります。有効期限を迎える方には、期限の2～3か月を目途に、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から有効期限をお知らせする「有効期限通知書」がご自宅に送付されます。

別添資料1「マイナンバーカードの更新手続」及び別添資料2「電子証明書の更新手続」をご参考に更新手続をお願いします。

マイナンバーカードと電子証明書、いずれも有効期限の3か月前から更新可能です。

### **【マイナンバーカードの有効期限について】**

マイナンバーカードが発行された時点で、18歳以上の場合は発行日以後10回目の誕生日、18歳未満の場合は発行日以後5回目の誕生日が有効期限になります。

### **【マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書の有効期限について】**

電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。  
マイナンバーカードの券面に記載がない場合は、マイナポータルから確認できます。

## **IV 安全なマイナンバーカードの携行について**

マイナンバーカードの券面やICチップには、安全に利用ができるよう様々な技術が施されています。安心して携行してください。

### **マイナンバーカードを落としても、悪用を防ぐ仕組みがあります**

見る角度によって色が2色に変化して見えるインキを使用、顔写真の表示に特殊な加工、文字をレーザーによって印字するなど券面の偽造を困難にしています。

券面は顔写真付のため、仮に紛失しても、第三者が容易になりすますことはできません。

ICチップに記録された情報を読み取るには、4桁の暗証番号や顔認証が必要です。暗証番号は、一定回数間違えるとロックがかかり、本人が手続をしないとロックの解除ができないようになっています。

### **マイナンバーを見られただけでは税や年金などの個人情報盗まれません**

マイナンバーカードの裏面に記載されている12桁のマイナンバー（個人番号）を見られても、マイナンバーだけで手続はできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。

### **不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れます**

ICチップに記録された情報を不正に読み出そうとすると、自動的にICチップが壊れ、情報を読み出せなくなる仕組みになっています。

### **ICチップには必要最小限の情報のみ記録**

マイナンバーカードに搭載されているICチップには、病歴などの医療情報、金融機関の口座番号、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。

## 情報の分散管理のしくみ

マイナンバー制度は、国があらゆる情報を特定の一カ所に集めて管理、閲覧することができる「一元管理」の仕組みではありません。行政手続などで必要な情報を、必要な時だけやりとりする「分散管理」という仕組みを採用しています。あらゆる情報を特定の機関に集約し、共通データベースをつくるような仕組みではないため、芋づる式に情報が漏れることはありません。

情報のやりとりは、システム内でのみ突合可能な、役所ごとに異なるコード（暗号化された符号）で行われます。行政職員であっても、手続を受け付ける職員だけが、その手続に必要な情報に限ってアクセスすることが許されています。

## セキュリティの国際標準の認証を取得

セキュリティ機能評価の国際標準である「ISO/IEC15408 認証」を取得しています。

# マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

## 読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

## 本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

### 顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

### 暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

## 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

### ①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する  
情報提供の同意に  
ついて

同意する

同意しない

### ②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象  
特定健診情報の提供  
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

## 受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

限度額情報を  
提供しますか

提供する

提供しない

# マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの？

メリット

1

## より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療/薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

メリット

2

## 窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。

### 自己負担限度額

※所得に応じて異なります

自己負担

支払不要

高額療養費として  
健康保険組合等が支給

窓口負担（例：3割負担）

メリット

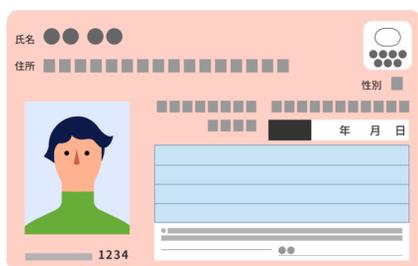
3

## 引越や、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

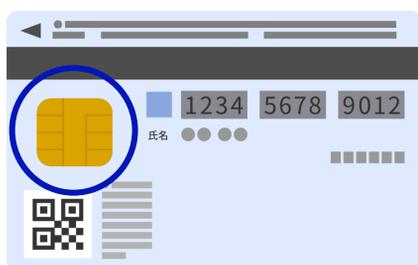
転職や転居等による健康保険証の切り替え更新が不要です。

※新しい保険者へ加入の場合は手続きが必要です。

## マイナンバーカードを安心してお使いいただくために



マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になりすまして手続きを行うことはできません。個人情報の保護には十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用できます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。

**⚠️ご注意ください！**

(令和7年1月時点)

# 令和6年12月2日から 従来の健康保険証は 発行されなくなりました

※令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間有効です

とっても  
カンタン！

## 医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

### 受付



マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。

カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます！

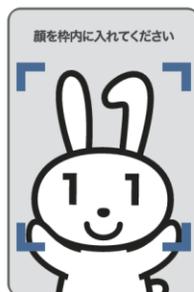


2

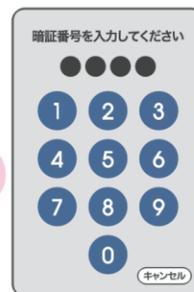
### 本人確認

顔認証または  
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

### 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を  
当機関に提供することに同意し  
ますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す  
ることに同意しますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4

### 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

**STEP1.**

**マイナンバーカードを申請**

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



**STEP2.**

**マイナンバーカードを健康保険証として登録**

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



**マイナンバーカードを使うメリット**

**より良い医療を受けることができる**

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

**手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除**

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

**大切なお知らせ**

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある健康保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく**「資格確認書」**が交付され、引き続き、**医療機関・薬局等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**の上、期限切れにご注意下さい。

※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。

マイナポータルでも確認できます。

マイナンバー  
マイナンバー総合  
フリーダイヤル **0120-95-0178**  
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。  
受付時間 (年末年始を除く) 平日: 9時30分～20時00分  
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



# これまで通りの自己負担額で 保険診療を受けられます

## 医療機関・薬局で提示するもの

### マイナ保険証

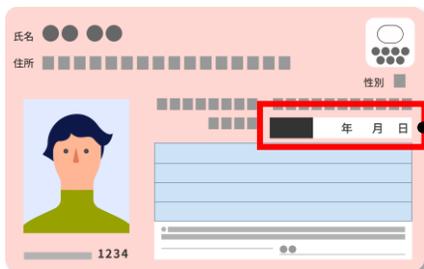


- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口にある顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限**※にご確認ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

### マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面(左下図の**赤枠部分**)に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



マイナポータルに  
ログイン



▲マイナポータル



### 📣 電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書(封書)**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラートが表示**されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、**有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能**です。  
※有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

## マイナ保険証(マイナンバーカード)をお持ちでない場合 以下のどちらかをご利用ください

### (今お持ちの) 健康保険証



有効期限は**最大1年間**  
(令和7年12月1日まで)。

※転居・転職などで加入する保険者が変わる場合や、令和7年12月1日までに有効期限を迎える時点までです

### 資格確認書



まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、今お持ちの健康保険証の有効期限内に資格確認書を無償で**申請によらず**保険者から交付します。

※詳しくは裏面の二次元コードよりご確認ください

# 顔認証付きカードリーダーの不具合などで マイナ保険証による受付が上手くいかなくても、 自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です

## マイナ保険証での受付が出来ない場合

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。



マイナンバーカードを提示したが、**受付が出来ない**

### ご提示可能な場合

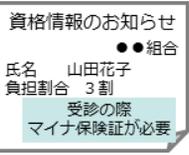
#### マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



※追加で健康保険証の提示は不要

#### 資格情報のお知らせ



※追加で健康保険証の提示は不要

### ご提示できない場合

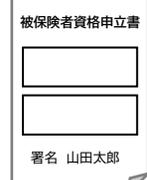
#### 再診の場合

#### 口頭確認

施設側で  
資格確認に  
必要な情報を  
把握していれば、職員より  
口頭で確認

#### 初診の場合

#### 被保険者資格申立書



※職員より用紙を受取り  
記入してください

### 資格情報のお知らせ ってなに？



- ・ マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。
- ・ 単体では受診はできません。何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

### 被保険者資格申立書 ってなに？



- ・ 初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認ができなかった上、マイナポータル画面や資格情報のお知らせを持ち合わせていないときに、ご記入いただく書類です。

マイナンバー  
フリーダイヤル **0120-95-0178**  
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。  
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証の  
メリット等  
について



資格確認書  
について



# 「2025年旅券」を オンラインで申請!



便利!

## オンライン申請がさらに便利に!

パスポートの新規申請も切替申請も、全国でオンライン申請ができます。オンライン申請の場合、新規申請等では戸籍情報がシステム連携されるので、戸籍謄本原本の提出を省略できます。また、手数料は、オンライン申請のほうが窓口申請よりも安価になります。

### 例)10年旅券

オンライン申請：15,900円

窓口(書面)申請：16,300円

※マイナポータルアプリをインストールしたスマートフォンが必要です。マイナポータルカードを利用して、マイナポータルからオンライン申請ができます。詳しくはお住まいの都道府県(パスポートセンター)のホームページ等でご確認ください。

## 「2025年旅券」の偽造・変造防止技術紹介!



- ① 顔写真ページがプラスチック基材になります
- ② 傾けると画像が顔写真から誕生日に切り替わります
- ③ 傾けると文字模様が虹色に変化します

## 「2025年旅券」、パスポートの申請、 マイナポータルに関する情報はこちらから

### 外務省旅券課ホームページ

外務省 パスポート

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pagew\\_000001\\_01253.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/pagew_000001_01253.html)



### マイナポータルトップページ

<https://myna.go.jp/>



パスポートのオンライン申請は  
マイナポータルにログイン⇒マイナポータルトップページ  
「さがす」⇒「#パスポート」⇒「パスポート(旅券)申請」を選択

### 外務省 海外安全情報 無料配信サービス



<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



24時間、  
スマホから  
手続きできる  
のは  
ありがたいわ。



マイナポータルカードを  
持ってるから  
オンライン申請してみよう!



日本のパスポートで  
海外に行く時、  
ビザ免除国が  
多いのは  
それだけ  
信用されている  
からだって。



この機会に  
家族まとめて  
申請しよう。



偽造・変造対策を  
大幅に  
強化した  
パスポートって  
安心でいいね!



重要なお知らせ

2025年3月24日から

パスポートが  
変わります!

※現在お持ちのパスポートは有効期限内まで使えます。  
安全に! 新しいパスポートは顔写真ページを現在の紙製からプラスチック基材に変更し、紙幣も印刷している国立印刷局で作成します。日本国内では申請から交付まで2週間程度を要します。従来よりも交付までの日数が長くなるのでご注意ください。  
早めの申請を!



2025  
新しいパスポートと、  
一つ先の未来へ

国内居住者用

パスポートは世界で通用する身分証明書です  
大切に扱きましょう。

デジタル庁



外務省  
Ministry of Foreign Affairs of Japan

6か月  
以内!

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、手数料が通常より高くなります。



# パスポートの申請はオンラインで!

## パスポートのオンライン申請の流れ

### ご用意いただくもの

#### マイナンバーカード

利用者証明用電子証明書パスワード及び券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)、署名用電子証明書のパスワード(半角英数字6~16文字)が必要です。



#### スマートフォン

- マイナポータルアプリのインストールが必要です。
- パソコンで申請する場合も、マイナンバーカードとパスポートを読み取る際にスマートフォンが必要になります。



#### 現在有効なパスポート (切替申請の場合)



### STEP 1

#### スマートフォンで マイナポータルアプリにログイン

利用者証明用電子証明書パスワード及び券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)を入力し、マイナンバーカードを読み取ります。



### STEP 2

#### 申請手続きの選択

マイナポータルトップページ右下の「さがす」をタップ→「パスポート」で検索→「パスポート(旅券)申請」に進み、申請する手続きを選択。

### STEP 3

#### パスポートの受取窓口を選択

### STEP 4

#### オンライン申請のための事前準備

画面の案内に従い以下の操作を行います。

##### ●顔写真(パスポート用)の撮影

スマートフォンでの撮影又はあらかじめ撮影して保存したデータのアップロードが可能です。



外務さくら

##### ●自署(ご自身のサイン)の撮影

白紙にご自身でサインしたもの(自署)をスマートフォンで撮影又はあらかじめ撮影して保存したデータのアップロードが可能です。

##### ●申請者情報の入力

パスポート申請に必要な情報を入力します。



#### 【新規申請の場合】

- 2025年3月24日から、戸籍情報がシステム連携され、本籍地が自動転記されます。(紙の戸籍謄本の提出は不要です。)

#### 【切替申請の場合】

- 現在有効なパスポートの顔写真があるページ及びICチップを読み取ります。(これにより、旅券番号などの情報が自動的に転記されます。)

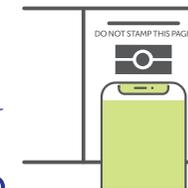
### STEP 5

#### 申請を始める

画面の案内に従い、事前準備した申請情報を確認し、以下の操作を行います。

##### ●現在有効なパスポートのICチップの読み取り

(切替申請の場合)ICチップに登録されている情報の読み取りを行います。



##### ●マイナンバーカード情報の読み取り

マイナンバーカードに登録されている、氏名・性別・生年月日・住所・顔写真を読み取ります。



### STEP 6

#### 署名用電子証明書を付与して申請完了

署名用電子証明書のパスワードを入力し、マイナンバーカードを読み取ると申請完了です。

2025年3月24日より、全ての都道府県において、新規申請も切替申請もマイナポータルからオンライン申請が可能になります!  
また、戸籍情報がシステム連携されるので、紙の戸籍謄本の提出が不要になります。

### 新しいパスポートの受け取り

申請が受理されるとマイナポータルに受付票が届きます。審査が完了すると、パスポートの交付予定日が通知されますので、必ず6か月以内に申請時に選択した受取窓口でパスポートを受け取ってください。オンライン申請の場合、パスポートの手数料はクレジットカードによるオンライン納付も可能です。詳しくはお住まいの都道府県(パスポートセンター)のHP等でご確認ください。



パスポートを更新して新しいパスポートを受け取る時には、必ず古いパスポートを持ってきてね。

## よくあるご質問について



口座を登録したら、預貯金残高が国に把握されてしまうの？

＼ 大丈夫！ /

国に登録されるのは、「金融機関名」や「口座番号」などの情報です。公金受取口座に登録したからといって、預貯金残高などが知られることはないから安心してね！



マイナンバーカードを失くしたり盗まれたりしたら、悪用されないか心配だわ

＼ 大丈夫！ /

マイナンバーカードに、公金受取口座の情報が記録されることはありません。もしカードの紛失・盗難にあった場合でも、本人以外は利用できないし、24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤル（音声ガイダンスの2番を選択）でカードの一時利用停止を受け付けているよ。



となりを見てね！ ▶

もっと詳しく知りたい方はこちらをチェック！

デジタル庁  
「公金受取口座登録制度」

[https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)



## 公金受取口座登録制度

## 公金受取口座登録制度について

国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、コロナ等の緊急時の給付金や児童手当等の公的給付の受取のための口座として、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。公金受取口座として登録できる口座は、ご本人名義の1人1口座です。

## 公金受取口座の登録方法について

マイナポータルでの登録に加えて、新たに金融機関からも登録申請ができます。  
（マイナポータルでの登録方法は、ウラ面をご覧ください。金融機関での登録方法は、各金融機関によって異なりますが、マイナンバーの提供が必要となります。）

## 公金受取口座を登録するメリットについて

国民の皆さまが登録することによって、これまで給付金ごとに申請いただいていた手続きが簡素化され、給付金の受け取りも早くなります。

## 本件についてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル    マイナンバー  
 **0120-95-0178**

受付時間    平日 9:30～20:00  
                  土日祝 9:30～17:30（年末年始を除く）

一部のP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等    **050-3818-1250**

その他のお問合せ    **050-3816-9405**

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, etc.

マイナンバー制度について    **0120-0178-26**

Inquiries about the Social Security and Tax Number System.

マイナンバーカード等    **0120-0178-27**

Inquiries about Individual Number Card, etc.

令和7年  
4月1日  
開始

金融機関からも登録  
できるようになります！

登録されましたか？

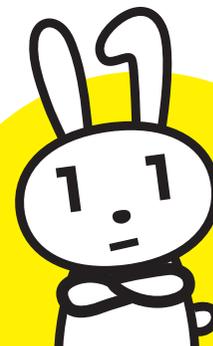
登録方法は？

メリットって？

# 公金受取口座は

こうきんうけとりこうざ

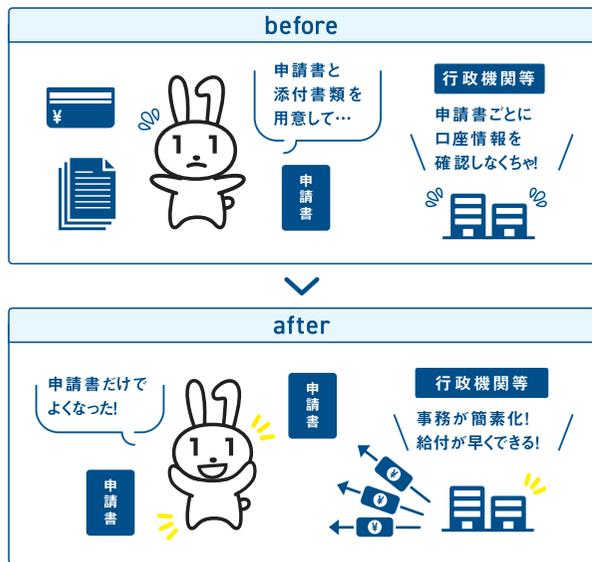
緊急時等の給付金の受取がスムーズになる



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

デジタル庁

## 公金受取口座登録制度でできること



## 公金受取口座登録制度ってなに?

給付金等を受け取るためのご本人名義の預貯金口座(公金受取口座)を、1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

## どんないいことがあるの?

公金受取口座を登録しておくことで、緊急時のもの、年金、児童手当等、今後の給付金の申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

## 登録可能な口座は?

金融機関にお持ちの本人名義の預貯金口座を登録することができます。登録可能な金融機関一覧はデジタル庁ホームページよりご確認ください。

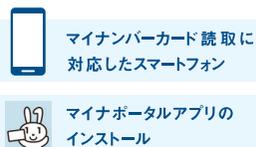


※デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録が可能な金融機関」  
[https://www.digital.go.jp/policies/posts/account\\_registration\\_finance](https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_finance)

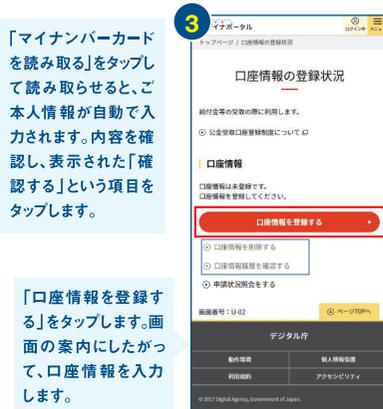
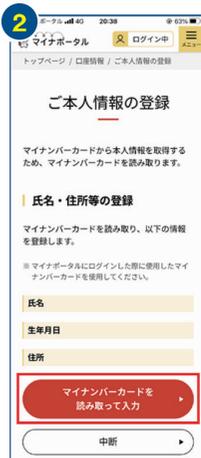
## スマートフォンを利用した登録方法

### 登録に必要なものは? >

スマートフォンを利用した公金受取口座の登録には、右記が必要です。

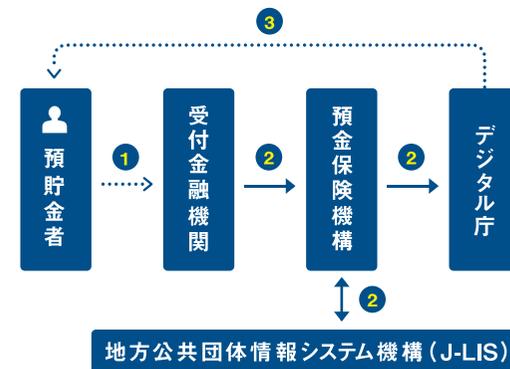


簡単な操作で  
すぐに登録ができるよ



令和7年  
4月1日  
開始

## 金融機関経由で登録する流れ



## 公金受取口座の登録等の申込

1 公金受取口座の登録等の申込をします(個人情報が含まれます)。

## 預金保険機構経由の情報連携

2 預金保険機構は申込情報のうちマイナンバーをJ-LISに照会して確認し、正しければデジタル庁に申込情報を連携します。

## 結果の通知

3 デジタル庁から、公金受取口座の登録等申請結果が通知されます。

## 預金保険機構とは?

預金者の保護を目的として設立された認可法人です。公金受取口座登録制度では、マイナンバーが正しいかの確認や、金融機関からデジタル庁への情報連携等を行います。

## 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) とは?

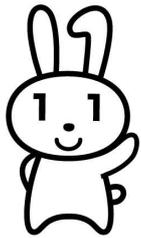
住民基本台帳ネットワークシステムの運営等をしている法人です。公金受取口座登録制度では、マイナンバーが正しいか預金保険機構が確認するために必要な情報の提供等を行います。

# 公金受取口座は本人口座の登録をお願いします！



給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

給付金などの際に本人以外に振り込むことができないので給付の遅れにつながってしまう可能性があるためです。



123456789012

マイナちゃんのマイナンバー

マイナちゃんの預貯金口座

紐づけ

123456789012

マイナちゃんのマイナンバー

マイナパパの預貯金口座

紐づけ



マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、登録している口座の確認と、変更を行うことができます。

## 用意するもの

- マイナンバーカード
- 本人名義の預貯金口座
- マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
- マイナポータルアプリのインストール

### ①マイナポータルにログイン



### ②公金受取口座の登録・変更をクリック



### ③登録状況等を確認



本人以外の口座が表示されていたり、表示されている口座を変更する場合は「口座情報を変更する」を押してね

詳しくは

公金受取口座 変更 検索

または



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの商標登録です

## よくあるご質問

## Q だれがマイナンバーカードを作れるの？

A 2015年10月5日以降に一度でも日本国内に住民登録されたことのある日本国籍者で、現在日本国内に住民登録のない国外転出者です。



## Q 以前に返納して還付されたマイナンバーカードは再度利用できるの？

A 返納したマイナンバーカードは再度有効化することは出来ませんので、改めて申請をしてください。



## Q 海外で取得したマイナンバーカードは帰国しても日本で使えるの？

A 日本国内の市町村に転入届とあわせてマイナンバーカードの記載事項変更の申出を行うことで国内でも引き続き利用できることとなります。



## Q 在外公館への在留届の提出は不要になるの？

A 在留届は引き続き管轄の在外公館に提出が必要です。

在留届については ▼

在留届  で検索することも可能です。

マイナンバーカードには国外の住所は書かれません。

## お問い合わせ

カードに関するご質問・詳しい情報



国外転出者向けマイナンバーカードホームページ

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

カード紛失時のご連絡  
(24時間対応)

マイナ  
03-6734-0170

## 海外からのマイナンバーカード申請方法

## 1 申請

## 方法① 在外公館・市町村の窓口で提出

申請書類に必要な事項を記入し、顔写真を貼って窓口へ提出。在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村のいずれでも提出できます。

## 方法② 本籍地市町村に郵送

申請書類に必要な事項を記入し、顔写真を貼って郵送。

## 交付申請書のダウンロード先

交付申請書については、下記のURLまたは、QRコードから入手することができます。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/format/>



## 2 受取

## ① メールが届く

概ね2ヶ月ほどで交付準備ができた旨の連絡がメールが届きます。

## ② 受取場所へ行く

交付申請書に記載した受取場所に、受け取りに必要な本人確認書類等をお持ちになり、案内された期限までに交付場所に本人がお越しください。受取場所は、在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村の中から選ぶことができます。

海外でも

# マイナンバー カードが作れます

2024年 5/27 から

## マイナンバーカード 国外利用が始まります!



マイナンバー  
キャラクター

デジタル庁

総務省  
Ministry of Internal Affairs and Communications

外務省  
Ministry of Foreign Affairs of Japan



# マイナンバーカードを 免許証として使える！ だから、メリットたくさん！



改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が令和7年3月24日から開始されます。一体化で免許情報がマイナンバーカードに記録されるので、住所変更等の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット

1

## 住所変更等がラクに！



市町村に  
行くだけ！



氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続きが不要になります。

マイナ免許証のみ保有者

メリット

2

## オンライン 更新時講習が受講可能に！

24時間  
好きな時に！



どこでも  
講習！

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

優良運転者講習

一般運転者講習

メリット

3

## 住所地以外での 更新の迅速化・申請期間延長！

### 経路地更新 即日完了！



住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続き（経路地更新）が迅速化されます。

優良運転者

一般運転者

メリット

4

## 更新手数料が安く



マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

## 一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続きのためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続き前に6～16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。

# スマホ用電子証明書搭載サービス

2023年5月11日より まずはAndroidから!



- あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。
- マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申込ができるようになります。

※搭載できる  
スマホ一覧はこちら



- これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

## こんなことがあなたのスマホだけでできちゃう!

### ① マイナポータル利用

オンライン申請ができる!

自己情報が閲覧できる!

お知らせが届く!



子育て支援



引っ越し



確定申告  
(2024年度より)



薬剤・健診情報



母子健康手帳



行政機関からの  
お知らせ・各種証明書

### ② 各種民間オンラインサービスの 申込・利用 (5月11日より順次対応予定)

### ③ コンビニ交付サービスの 利用 (2023年12月開始)

### ④ 健康保険証としての 利用 (今後対応予定)



銀行・証券  
口座開設



携帯電話の  
契約



キャッシュレス  
決済申込



〇△病院受付

他にも、順次、さまざまなサービス利用ができるようになります!

## お申し込みはカンタン!

#### STEP 1

- お手元に
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード (6桁~16桁の英数字)
- ・マイナンバーカード読取に対応したスマートフォンをご用意ください。



#### STEP 2

- ・あなたのスマホに、マイナポータルアプリをダウンロードし、起動して下さい。

#### マイナポータルとは?

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



#### STEP 3

- ・あなたのスマホがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申し込みができる旨が表示されます。画面の指示に従い、お申し込みに進んでください。
- ※搭載に対応していない場合は表示されません。マイナンバーカードを利用し、マイナポータルはじめ各種サービスをご利用ください。

マイナポータルアプリでスマホ用電子証明書を登録している方へ

# スマホ用電子証明書の 失効手続き・一時利用停止 のお願い

スマートフォンの利用をやめるときは、**ご利用者様ご自身による**スマホ用電子証明書の失効手続きまたは一時利用停止が必要です。

※法律によりご自身で失効手続きを行うことが義務付けられています。販売店舗などのスタッフの方が代行することはできません。

## 失効手続きが必要なとき

スマートフォンを  
下取・買取  
に出すとき



スマートフォンを  
回収・廃棄  
してもらうとき



スマートフォンを  
修理  
に出すとき



## マイナポータルアプリから手続き

### 失効手続きの手順

それまで利用していたスマートフォンで**マイナポータルアプリを開き、失効手続き**を行ってください。スマホ用電子証明書が無効になります。

パスワード忘れや  
端末操作ができない場合は  
**マイナンバー総合フリーダイヤル**  
に対処方法をお問い合わせ  
ください



マイナポータル  
アプリの  
操作マニュアルは  
こちら



再度スマホ用電子証明書を利用する場合は、マイナポータルアプリから利用手続きを行ってください。

## 一時利用停止が必要なとき

スマートフォンを  
紛失  
したとき



スマートフォンが  
盗難  
にあったとき



### 一時利用停止の手順

**マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止**をしてください。

一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。

一時利用停止後、スマートフォンが手元に戻ってこない場合には、マイナポータルアプリの操作マニュアルをご参照いただき、失効手続きを行ってください。

デジタル庁 総務省

スマホ用電子証明書について不明点がある場合、販売店舗などのスタッフの方では対応できませんので、**マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせ**ください。

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30 ~ 20:00  
土日祝 9:30 ~ 17:30

〈メニュー番号〉一時利用停止について▶② / その他失効手続き等のお問合せについて▶④  
スマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

# なぜ、氏名のフリガナが記載されるの？



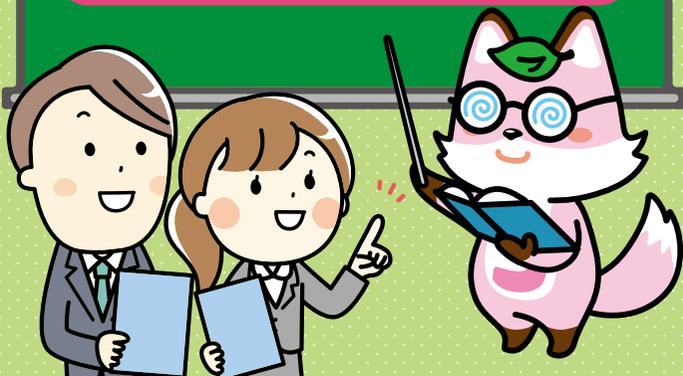
今まで、氏名のフリガナは戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。

戸籍に氏名のフリガナが記載されることで、以下のような効果が期待されます。

行政サービスのデジタル化の促進

本人確認情報としての利用

各種規制の潜脱行為の防止



## 戸籍に氏名のフリガナが記載されるまで

①改正戸籍法の施行（令和7年5月26日）

②記載する予定のフリガナの通知  
（①の日以降）

本籍地の市区町村長から、③で記載する予定のフリガナを通知します。誤りがないか必ずご確認ください。誤りがあれば、フリガナの届出をしてください。誤りがなければ、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されますので、ご安心ください。

③市区町村長によるフリガナの記載  
（令和8年5月26日以降）

令和8年5月25日までに届出がなかった場合、②で通知した氏名のフリガナが戸籍に記載されます。なお、この方法でフリガナが記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます（市区町村に届出をした後にフリガナを変更するには、家庭裁判所の許可を得て、届出をする必要があります）。

令和7年5月26日から  
戸籍にフリガナが  
記載されます

# フリガナの通知を 必ず確認しよう！



戸籍制度  
マスコットキャラクター  
「コセキツネ」

法務省民事局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話：03-3580-4111（代表）

制度の詳細はこちら

戸籍 フリガナ



法務省民事局

本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定のフリガナが通知されるから必ず確認してね！



通知のフリガナが誤っていたら届出をしてね！オンラインでの届出が便利だよ



通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから大丈夫！



## ①本籍地の市区町村長による通知

本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが郵送で通知されます。

通知は、令和7年5月26日以降送付されますので、**通知が届いたら必ず内容を確認してください。**

**通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。**

## ②氏名のフリガナの届出

令和7年5月26日から令和8年5月25日までの間、氏名のフリガナの届出をすることができます。

**オンライン（マイナポータル）での届出が便利**ですが、郵送や市区町村の窓口で行うこともできます。

## ③市区町村長による氏名のフリガナの記載

②の届出がなかった場合、令和8年5月26日以降に、①の通知に記載されたフリガナが戸籍に記載されます。

届出に手数料はかからないよ！  
また、届出をしなくても罰則はないから安心してね！



# もう少し詳しく！

### 届出することができるのは…

氏名のうち、名のフリガナは各人が届け出ることができます。氏のフリガナは原則として戸籍の筆頭者が届出をすることができますが、配偶者などと相談するのが望ましいです。

### 届出する場合には…

他の行政手続（例：パスポート、年金）等において既に使用している氏名のフリガナを確認しておきましょう。戸籍上の氏名のフリガナと食い違うことがあると、他で使用しているフリガナの変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。

### 出生等で新たに戸籍に記載される方のフリガナは…

令和7年5月26日から、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」というルールが設けられます。

例えば、(1) 漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方（例：太郎をジョージ、マイケル）、(2) 漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方（例：高をヒクシ）などは認められない場合があります。



市区町村管理番号

100-8977  
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

法務 太郎 様

郵便用カスタマーバーコード印刷領域

【必ず開封してください】

戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ

この通知に関してご不明点がありましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。

(法務省HP)



(〇〇市HP)

二次元  
バーコード



矢印からゆっくりはがしてご覧ください

文書番号  
令和7年 月 日

### 戸籍に記載される振り仮名の通知書

〇〇県〇〇市長 印

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番

#### 【氏の振り仮名】

氏	法務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

#### 【名の振り仮名】

①	名	太郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方	①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)	

※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。

右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ/Uni-Voice Blindアプリ」)

音声コード

## 振り仮名の届出の方法について

振り仮名の届出は、マイナポータルを利用して、ご自宅など都合の良い場所からオンラインで手続きができますので、ぜひご利用ください。

### 【準備・確認しておくもの】

- ✓ スマートフォン・届出者のマイナンバーカード
- ✓ 利用者用電子証明書パスワード(数字4桁)
- ✓ 券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)
- ✓ 署名用電子証明書パスワード(英数字6～16文字)
- ✓ 住所及び市区町村からの連絡用としてメールアドレス・電話番号



### 1 ログイン

左の二次元バーコードをスマートフォンに備えられたカメラ機能等で読み込み、マイナポータルにログインします。



### 2 申請

画面の案内に沿って、①本人情報の読み取り、②戸籍情報の確認、③届出対象の選択を行います。



### 3 フリガナの確認・届出対象の選択

表示されているフリガナが正しい場合には「フリガナの確認を終了する」を選択して完了です。認識と違っている場合は、その氏や名を選択して届出をはじめてください。

マイナポータルからの届出方法は、右の二次元バーコードから動画で確認できます。

二次元  
バーコード

矢印からゆっくりはがしてご覧ください

き  
が  
は  
が  
郵  
便  
は  
が  
き

マイナポータルからの届出ができない場合は、郵送や当市の戸籍窓口でも可能です。郵送で届出を行う場合は、お手数ですが当市ホームページからダウンロードした届書をA4サイズで印刷し必要事項を記入の上、当市(以下に記載の担当係宛)までお送りください(郵送費用はお客様のご負担となりますので、ご了承ください。)

### 【当市担当係】

〇〇県〇〇市  
〇〇〇〇市役所市民課〇〇係  
TEL:123-456-7890

戸籍に記載された振り仮名は、住民票にも順次記載されます。また、令和8年6月頃から、マイナンバーカードにも振り仮名を記載することができるようになる予定です。早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナンバーカードへの振り仮名の記載を希望する場合は、この通知の振り仮名が正しい場合でも、振り仮名の届出をすることができます。

なお、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載され、住民票にも順次記載されます。

## 振り仮名の届出に関するお問い合わせについて

振り仮名の届出の方法などの一般的なお問い合わせは、振り仮名コールセンターでも受け付けています。

振り仮名コールセンター：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇

※振り仮名コールセンターは、個人情報保有していないことから、回答に当たり個人情報が必要な以下のようなお問い合わせは対応できません。

- ・同じ戸籍に在籍しているのに、通知に記載されていない者がいる。
- ・振り仮名の届出をしたが、いつ完了するか知りたい。

## よくあるお問い合わせ

Q1 届出をしなくても問題ないですか。

A 通知された振り仮名が正しい場合には、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので、ご安心ください。

Q2 私の名前は「京子」ですが、この通知には「キョウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届出をする必要がありますか。

A 正しい振り仮名は小さい「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ツ」であるにもかかわらず、通知に大きいカタカナで記載されている場合は、正しい振り仮名で届出をするようお願いします。

Q3 通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をするようになりますか。

A 一定の要件を満たせば、通知された振り仮名と異なる届出も可能ですが、他の行政手続(旅券、年金など)で登録している振り仮名と異なる場合は、他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や年金受取口座・公金受取口座の名義変更が必要になりますのでご注意ください。

Q4 宛名面に記載している市区町村が違いのですが、どのように届出をすることができますか。

A マイナポータルからのオンライン届出をご活用ください。なお、当市(宛名面に記載の係)宛てに郵送で届出をすることができるほか、お住まいの市区町村の戸籍の窓口で届出をすることもできます。



# マイナンバーカードの更新手続



JM03

マイナンバーカードには10年の有効期限があります。(18歳未満の方は5年の有効期限になります。)

有効期限が過ぎた場合には、マイナンバーカードを本人確認書類として使えなくなるほか、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等にも使えなくなりますので、更新手続を行っていただくようお願いいたします。

※更新手続後、交付通知書が届きますので、市区町村窓口にて新しいカードの交付を受けてください。  
マイナンバーカードの更新にかかる手数料は、**無料**です。

## 同封物について

次の4点が封筒に封入されています。  
申請方法は、本書をご覧ください。

本書



有効期限通知書



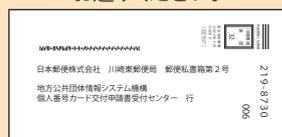
マイナンバーカード交付申請書

※マイナンバーカードの更新のための申請書



返信用封筒

交付申請書を入れてお送りください。



申請に必要な情報が記載されています!

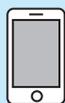
※郵便で申請する場合は必要事項を記入して返信

## スマートフォンで申請

必要なもの



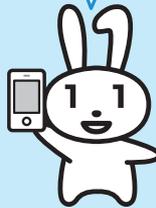
オンライン申請用QRコード



スマートフォン



顔写真データ



半分以上の人がスマートフォンやパソコンからの申請なんだって!

### 申請方法

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書の **オンライン申請用QRコード** を読み取る
- ③ 表示された申請用WEBサイトでメールアドレス等を登録
- ④ メールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

## パソコンで申請

必要なもの



申請書ID(23桁)



パソコン



顔写真データ

## 証明用写真機で申請

必要なもの



オンライン申請用QRコード



お金



このマークが目印

### 申請方法

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の **オンライン申請用QRコード** をバーコードリーダーにかざす
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

## 郵便で申請

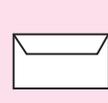
必要なもの



交付申請書



顔写真



返信用封筒

### 申請方法

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼付
- ② 返信用封筒に入れて郵送し、申請完了

カードの仕上がりが早い  
オンラインでの申請がおすすめ!



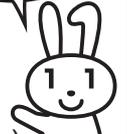
「申請書ID」「QRコード」が印刷されていない手書き用申請書が送付されている場合は、現在お持ちのマイナンバーカードに記載の「マイナンバー(個人番号)」を記入のうえ申請いただくか、お住まいの市区町村窓口でQRコード付き申請書を手書のうえ申請手続きをお願いいたします。

- ①以下の顔写真のチェックポイントを参照して顔写真を撮影の上、オンラインまたは郵送で申請してください。
- ②お住まいの市区町村から「交付通知書」が届きます。  
(申請から約1か月ほどかかりますので、お早めに申請ください)
- ③交付通知書の案内にしたがって、新しいマイナンバーカードをお受け取りください。

## 顔写真のチェックポイント

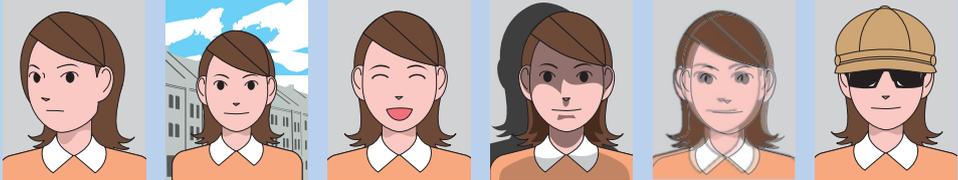


いいね 



サイズ  
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・最近6か月以内に撮影
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・郵便で申請する場合は、裏面に、氏名、生年月日を記入してください。



- ・顔が横向きのもの
- ・無背景でないもの
- ・正常時の顔貌と著しく異なるもの
- ・背景に影のあるもの
- ・ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- ・帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

こーいーうーのーは  
やめてね  
✕



## お問い合わせ先

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索 

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

 **0120-95-0178**

平日 9時30分～20時00分 (年末年始を除く)  
土日祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

外国語対応



- ・ Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
- ・ 如使用中文进行咨询, 请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。
- ・ 如果您想使用中文洽詢, 還請撥打以下電話專線聯絡, 謝謝。詳細資訊請參閱網站。
- ・ 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주시시오. 상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.
- ・ Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado a continuación. También encontrará información detallada en la página web.
- ・ Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português. Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.
- ・ This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

Tel : 0120-0178-27 URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp>

総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) は、国と地方公共団体が共同して運営する法人です。

# 電子証明書の更新手続



JD03

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には**5年**の有効期限があります。  
有効期限が過ぎた場合には、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等に使いなくなりますので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続を行っていただくようお願いいたします。

電子証明書の更新にかかる手数料は、**無料**です。

※電子証明書のみ有効期限が過ぎた場合でも、対面の本人確認書類としては引き続き使えます。

## 同封物について

次の4点が封筒に封入されています。  
更新方法は、本書をご覧ください。

本書



有効期限通知書



照会書兼回答書

※電子証明書の代理人申請に必要。



照会書兼回答書封入用封筒

※電子証明書の代理人申請に必要。



## 本人が更新手続をする場合

- ① 右記の持ち物を持って、お住まいの市区町村窓口へ
- ② 窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込みます

更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要です

- 署名用電子証明書………6～16桁の英数字
- 利用者証明用電子証明書…4桁の数字
- 住民基本台帳用…4桁の数字

※暗証番号を控えた用紙等があればお持ちいただくとスムーズです。

※暗証番号をお忘れの場合は窓口で再設定ができます。

※顔認証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、市区町村窓口でお申し出ください(★)。

- ③ 更新手続が完了

## 持ち物



マイナンバーカード



有効期限通知書

※お忘れでも手続可能です



顔写真は不要です

## 注意事項

- ・市区町村の窓口で電子証明書更新申請書をご記入いただきます。
- ・電子証明書は、オンラインで確実な本人確認を行えるものであり、発行には対面での厳格な本人確認が必要なことから、市区町村又は市区町村が指定する郵便局の窓口でのみ更新できます(スマートフォン、パソコンによる申請はできません)。
- ・更新手続は予約制となっている市区町村もありますので、ホームページ等でご確認ください。
- ・更新当日は、健康保険証、コンビニ交付等のサービスを利用できない場合があります。また、e-Tax等、更新当日に利用できないサービスもありますので、各サービスの利用案内等をご確認ください。

## 代理人に更新手続きをお願いする場合

- ①申請者が照会書兼回答書に必要事項を記入し、同封した封筒に封入封かんの上、代理人に渡す
  - ※照会書兼回答書に記入する暗証番号は、カード交付時に設定した暗証番号を記入してください。
  - ※代理人申請時に暗証番号の照合ができない場合は、文書照会による再度来庁が必要となります。
  - ※顔認証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、照会書兼回答書の「いずれの暗証番号も設定しない」にチェックをしてください(★)。
- ②代理人は右記の持ち物を持って、申請者のお住まいの市区町村窓口へ
- ③市区町村職員が照会書兼回答書に記入された暗証番号により、新しい電子証明書を書き込みます
- ④更新手続きが完了

## 持ち物



申請者本人の  
マイナンバーカード



代理人の本人確認書類  
マイナンバーカードや  
運転免許証等  
(顔写真付きのもの)



照会書兼回答書  
を封入封かんした封筒



有効期限通知書  
※お忘れでも手続き可能です

### ★顔認証マイナンバーカードについて

- ・暗証番号の設定を不要とし、利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定したカードです。
- ・顔認証マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書は、健康保険証としての利用は可能ですが、マイナポータルなど暗証番号の入力を必要とする各種オンラインサービスでは利用できません。
- ・市区町村窓口で手続きができます。

## お問い合わせ先

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

☎ 0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分 (年末年始を除く)  
土日祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

外国語対応



Multilingual Info

- ・ Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
- ・ 如使用中文进行咨询，请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。
- ・ 如果您想使用中文洽詢，還請撥打以下電話專線聯絡，謝謝。詳細資訊請參閱網站。
- ・ 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주시요. 상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.
- ・ Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado a continuación. También encontrará información detallada en la página web.
- ・ Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português. Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.
- ・ This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

Tel : 0120-0178-27 URL : <https://www.kojinbango-card.go.jp>

総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) は、国と地方公共団体が共同して運営する法人です。

# 知って安心！ マイナンバーカードの使い方

# まとめ！ マイナンバーカードは安全です！

## 持ち歩き方



普通に持ち歩いていいの？

ええんじやよ。キャッシュカードの感覚が近いかの。失くさないようにするのじやよ！



## 提示方法



銀行や勤務先などでマイナンバーの提示を求められたときはどうすればいい？

おもて・うら両面を見せるのじや。



じゃあレンタルショップなどで、本人確認書類として使うときは？

おもて面を見せるのじや。

その際、うら面のマイナンバーは見られても大丈夫じゃが、マイナンバーを書き留めたりコピーを取ることはダメなのじや。



## 暗証番号



暗証番号を友達に教えても大丈夫？

キャッシュカードと同様、他人に教えてはいけないのじや。暗証番号はマイナンバーカードを利用するために必要な大事なもののじやよ！



## SNSへカードの画像の投稿は??



こんなに安全なら、カードを自慢しても大丈夫？

マイナンバーを誰かに知られても大丈夫なように安全対策は施されているが、不特定多数の目に入る場所への投稿は禁止されているのじや！



なりすましはできません

顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



マイナンバーを見られても悪用は困難

マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などで本人確認をする必要があるため、悪用は困難。

オンラインの利用には電子証明書を使うため、マイナンバーが使われることはありません



プライバシー性の高い個人情報は入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

## プライバシー性の高い対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時的利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

## マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル  
**0120-95-0178**

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分 (年末年始を除く)  
紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時的利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合  
マイナンバーカード等      その他のお問合せ  
**050-3818-1250 050-3816-9405**

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について      通知カード、マイナンバーカード  
Inquiries about Social Security and Tax Number System.      Inquiries about Notification Card and Individual Number Card  
**0120-0178-26 0120-0178-27**

マイナンバーカードの申請方法はこちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

# 持ち歩いていても大丈夫！ マイナンバーカードの 安全性

教えて!!  
マイナンバあちゃん



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん



万全なのじや

マイナンバーの生き字引  
マイナンバあちゃん



# マイナンバーカードの3つのギモンに マイナンはあちゃんがお答えします！



**1** うら面のマイナンバーを他人に見られたらどうなるの？



見られても他人は悪用できない仕組みなのじゃ！

**2** マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるの？



監視はしていないしできないのじゃ！

**3** マイナンバーカードを落したり失くしたりしたらどうしよう…

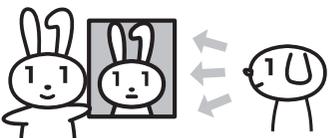


安心せい、まずは電話じゃ！

## ポイント1

他人があなたのマイナンバーを使って  
手続きすることはできません！

マイナンバーを使う  
手続きでは顔写真付きの  
本人確認書類での  
本人確認が行われます。



マイナンバーを知られても、あなたの  
個人情報を探ることはできません！

- マイナンバーの利用範囲や、収集・保管などは法令で厳しく制限されています。
- 個人情報を一元管理する仕組みではないため、情報が芽づる式で漏れることはありません。(ポイント2参照)

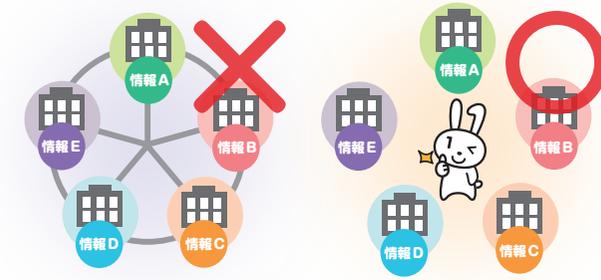
マイナンバーを悪用した場合には厳しい  
罰則があります！

例えば…  
マイナンバーを扱うことができる人が、自分または誰かの不正な利益のためにマイナンバーを提供した場合は、3年以下の懲役か150万円以下の罰金、もしくは両方が科されます。

※罰則は他にもあります。

## ポイント2

マイナンバー制度はあなたの情報を1か所に  
集めて管理する仕組みではありません！



不正なアクセスが行われないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。



## ポイント3

24時間365日体制にて  
マイナンバーカードの  
一時利用停止を受付！

キャッシュカード等  
と一緒にだね！

**0120-95-0178**

通話料無料！  
外国語にも対応！(英・中・韓・スペイン・ポルトガル)



詳しくはうら面を見てね

カードのICチップには、税や年金などの  
プライバシー性の高い情報は  
入っていません！



健康保険証として利用しても、特定健診情報  
や薬剤情報がICチップに入ることはないんだね。

カード利用には暗証番号等の認証が  
必要です！

暗証番号を一定回数  
間違るとカードがロック

他人が悪用できない  
ようになって  
いるんだね！

不正に情報を読み出そうと  
するとICチップが壊れる

